

答 申 第 1 号
令和3年4月27日

芦屋市長 伊 藤 舞 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

令和3年2月4日付け芦市環第2226-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「タバコの規制に関する公衆衛生政策（市民マナー条例や市役所等の公共施設における受動喫煙対策に限らない。）の策定・実施にあたりタバコ産業（JT、フィリップモリス、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ）や関連事業者（タバコ産業の取引業者やタバコ組合等）と接触した際に作成・取得した文書（喫煙設備の寄贈文書に限らず、打合せや協議の記録等の他にもメール等の電子データの一切）」についてなされた令和2年10月13日付け公文書部分公開決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

市民生活部環境課が「タバコの規制に関する公衆衛生政策（市民マナー条例や市役所等の公共施設における受動喫煙対策に限らない。）の策定・実施にあたりタバコ産業（JT、フィリップモリス、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ）や関連事業者（タバコ産業の取引業者やタバコ組合等）と接触した際に作成・取得した文書（喫煙設備の寄贈文書に限らず、打合せや協議の記録等の他にもメール等の電子データの一切）」の公文書公開請求について行った令和2年10月13日付け芦市環第1630号公文書部分公開決定処分を取り消し、感謝状贈呈式に係るメールの相手方の氏名を公開すべきである。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和2年9月28日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、タバコの規制に関する公衆衛生政策（市民マナー条例や市役所等の公共施設における受動喫煙対策に限らない。）の策定・実施にあたりタバコ産業（JT、フィリップモリス、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ）や関連事業者（タバコ産業の取引業者やタバコ組合等）と接触した際に作成・取得した文書（喫煙設備の寄贈文書に限らず、打合せや協議の記録等の他にもメール等の電子データの一切）の公文書公開請求を行った。
- 2 令和2年10月13日付けで実施機関が条例第7条第1号及び第2号を理由として公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和3年1月15日付けで、2019年（令和元年）11月25日、26日及び29日付けのメールの相手方の氏名並びに2019年（令和元年）11月25日付けのメールの添付ファイルの公開を求めて審査請求がなされた。
- 4 令和3年2月15日付けで2019年（令和元年）11月25日付けのメールに添付していた「芦屋市における寄贈式」及び「補足資料：芦屋市市民マナー条例感謝状贈呈式」を全部公開した。
- 5 審査請求人は、令和3年3月23日付けで審査請求取下書を提出し、感謝状贈呈式の出席者以外の個人氏名及びメールの添付ファイルの公開を求める請求を取り下げた。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、（令和3年1月15日付けで処分の取消しを求める）審査請求を行ったものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

令和元年11月28日に実施された感謝状贈呈式の出席者の氏名は市のホームページ上で既に公開されているため、贈呈式に係るメールに記録されている相手方の氏名を公にしたとしても、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとはいえない。したがって、条例第7条第1号に該当しない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において主張している内容は、次のとおりに要約される。

ホームページ上で公開しているものは、感謝状贈呈式当日の出席者名簿であり、メールのやり取りを行った担当者とは必ずしも一致するわけではないため、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当し、公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、非公開とした。

なお、令和元年11月25日付けのメールの添付ファイルは、公開請求対象文書の特定期間から漏れていたが、令和3年2月15日付けで全部公開することとし、審査請求人に送付した。

第5 審査会の判断

本件審査請求は、芦屋市が日本たばこ産業株式会社（以下「本件寄贈者」という。）から喫煙設備等の寄贈を受けたときに行われた感謝状贈呈式に関して、芦屋市職員とメールでやり取りした相手方である本件寄贈者の担当者の氏名（以下「本件担当者氏名」という。）の公開を求めてなされたものである。

これに対し、実施機関は、感謝状贈呈式の出席者とメールのやり取りを行った担当者は必ずしも一致せず、本件担当者氏名を公開することで、個人の権利利益を不当に害するおそれがあると主張している。

しかし、審査請求人が求めるメール相手方は感謝状贈呈式の出席者であり、その氏名等はホームページで既に公開されている。また、市と本件寄贈者との間でやり取りしたメールの内容は、形式的な事務連絡にとどまり、非公開とする情報を含んでおらず、メールの送信者氏名を公開したからといって個人の権利利益を

不当に害するおそれがあるとは言えない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年2月4日	諮問書の受理
令和3年2月10日	第1回審議
令和3年3月25日	実施機関意見陳述 第2回審議
令和3年4月27日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	